

4-2 「仮想個人勘定残高確認」画面

加入中の方のみ利用できる機能です。退職などで加入者資格を喪失した方はこの機能を利用できません。

◆仮想個人勘定残高の履歴

これまで、圧着はがき形式の紙帳票でご案内していた、毎年3月末時点の仮想個人勘定残高を確認できる機能です。

ITS基金加入者ポータル

加入者番号

氏名

仮想個人勘定残高の履歴

2026 年3月末時点 表示

	第1年金	第2年金
2025年3月末 仮想個人勘定残高	100,000	100,000
当年度 持分付与額	50,160	660,000
当年度 利息付与額	5,596	20,130
2026年3月末 仮想個人勘定残高	155,756	780,130

2025年4月～2026年3月の利息付与率

4.4 %

第 1 年金と第 2 年金

ITS 基金には第 1 年金と第 2 年金の 2 種類の制度があります。事業所ごとに、事業所によっては職種ごとに、加入している制度が異なります。仮想個人勘定残高は制度ごとに算出されます。

仮想個人勘定残高

持分付与額と利息付与額の合計額で、退職などで加入者資格を喪失した後に受給する一時金や年金の額を算出する基礎となります。

※加入者資格を喪失する前に一時金や年金を受給することはできません。

※加入者期間が 3 年未満の方にも仮想個人勘定残高は表示されますが、加入者資格を喪失した後に一時金を受給するには、原則として加入者期間が 3 年以上必要です。

当年度持分付与額

「X 年 3 月末時点」の仮想個人勘定残高の場合の当年度持分付与額は、「X-1 年 4 月分から X 年 3 月分までの標準掛金(全額事業主負担)の合計額」です。この期間に他の私的年金制度から資産を ITS 基金に移換した場合は、移換した資産額もこれに含まれます。

当年度利息付与額

加入中は毎年 3 月末に利息が付与されます。

利息付与率

毎年 4 月に改定されます。「X 年 3 月末時点」の仮想個人勘定残高の場合でいうと…

X-2 年 1 月から 12 月までの期間の、運用資産ごとの市場平均収益率(ベンチマーク)を ITS 基金の資産構成割合に応じて加重平均した複合ベンチマーク収益率から 0.5% を控除した率(上限 5% 下限 0%)



X-1 年 4 月から X 年 3 月までの期間の利息付与率として適用されます。

		第1年金	第2年金
A	2025年3月末 仮想個人勘定残高	100,000	100,000
B	当年度 持分付与額	50,160	660,000
C	当年度 利息付与額	5,596	20,130
D	2026年3月末 仮想個人勘定残高	155,756	780,130

$A + B + C = D$
となります。

初期表示では加入者ごとに最新の仮想個人勘定残高が表示されています。「X 年 3 月末時点」のリストボックスを操作すると、過去の仮想個人勘定残高を表示させることができます。表示させたい年を選択し、「表示」ボタンを押してください。

仮想個人勘定残高の履歴 ⓘ

2026 ▼ 年3月末時点 **表示**

2025

2026 ✓ 3月末
仮想個人勘定残高

	第1年金	第2年金
2025年3月末 仮想個人勘定残高	100,000	100,000
当年度 持分付与額	50,160	660,000
当年度 利息付与額	5,596	20,130
2026年3月末 仮想個人勘定残高	155,756	780,130

※毎年 3 月末時点で加入中の場合のみ仮想個人勘定残高のデータが作成されています。

4 月以降に加入した年、加入者資格取得届の提出が遅れて 4 月以降になった年などは、仮想個人勘定残高のデータが作成されず、表示させることができません。

※4 月以降に加入した方など表示できる仮想個人勘定残高のデータがない場合は、「表示可能な仮想個人勘定残高の履歴がありません。」というメッセージが表示されます。

※3 月以前の期間に関する基準給与の変更・訂正が 4 月以降に行われた場合などは、年ごとのデータの間に矛盾が生じることがあります。

◆一時金簡易シミュレーション

加入者ポータルを閲覧している日が属する月の月末に退職するとした場合の一時金見込額です。第1年金の一時金見込額と第2年金の一時金見込額の合計額が表示されます。

ITS基金加入者ポータル

一時金簡易シミュレーション ⓘ

■ 今月末に退職する場合の一時金見込額

998,200

※加入者期間が3年未満の場合など一時金の受給資格がない場合は「0」（円）と表示されます。

※ITS基金ホームページの「[年金・一時金シミュレーション](#)」をあわせてご利用ください。

※ITS 基金の一時金を受給するには、原則として3年以上の加入者期間が必要です。
一時金を受給できない方は「0(円)」と表示されます。

※加入者ポータルに登録された直近の仮想個人勘定残高をベースとして、残高の基準月の翌月(=4月)から加入者ポータルを閲覧している日が属する月までの基準給与などが閲覧時点とすべて同じであるという前提で簡易的に試算した見込額となります。実際の一時金額とは異なりますので、ご注意ください。

※4月以降に転籍などで勤務先の事業所が変わった方は、一時金簡易シミュレーションを利用できません。

※実際に退職などで加入者資格を喪失した場合は、事業所から加入者資格喪失届が提出され、一時金や年金の受給権がある方には、喪失届提出の2～3週間後に資格喪失者のご自宅へ給付額を記載したご案内と裁定請求書などを郵送します。

※ITS 基金ホームページに「[年金・一時金シミュレーション](#)」をご用意しています。退職予定日や仮想個人勘定残高などを入力すると、任意の条件で見込額を算出できますので、あわせてご利用ください。

◆加入者の最新の状況

ITS 基金届出システム「ペンション・プラス」に登録された加入者の最新の状況です。

ITS基金加入者ポータル

加入者の最新の状況

第1基準給与

380,000

第1標準掛金（第1基準給与×1.1%）

4,180

第2基準給与

55,000

休業該当

無

他制度掛金相当額

7,000

第 1 基準給与

第 1 年金の加入者である場合に設定されます。厚生年金の標準報酬月額に連動しますが、変更の時期は年 2 回(4 月・10 月)となります。

(例)【厚生年金】事業所が日本年金機構へ算定基礎届を提出して 9 月に変更

↓

【ITS 基金】事業所が ITS 基金へ基準給与変更届を提出して 10 月に変更

第 1 標準掛金(第 1 基準給与×1.1%)

第 1 年金の加入者の分として事業主が基金に納付する掛金です(月額)。全額が事業主負担で、加入者の持分として付与されます。

第 2 基準給与

第 2 年金の加入者である場合に設定されます(事業所が設定した口数×1,000 円)。同額が第 2 標準掛金として事業主が基金に納付する掛金の額となります(月額)。全額が事業主負担で、加入者の持分として付与されます。

休業該当

「有」の場合は、産前産後休業または育児休業の取得により標準掛金の納付が中断しています。取り扱いは事業所によって異なり、産休・育休を取得しても標準掛金の納付を中断しない事業所もあります。

他制度掛金相当額

確定給付企業年金の給付水準を所定の計算方法を用いて掛金相当額へ換算したものです。確定拠出年金の拠出限度額を算出する際、確定給付企業年金(ITS 基金を含む)の実際の掛金額ではなく、他制度掛金相当額が使用されます。

ITS 基金では第 1 年金と第 2 年金のそれぞれにこの他制度掛金相当額が設定されています。両方の加入者である場合は合計額となります。